

東京学芸大学附属図書館資料撮影等利用要項の一部改正について

改正理由：利用料納付に係る手続の見直し、撮影等利用の許可に係る条件の見直し及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(許可)</p> <p>第4条 撮影等利用の許可は、館長が撮影等利用を希望する者及び利用の目的等が適当であると認める場合に限り、第6条に規定する利用料を納付するための<u>請求書</u>を送付し、利用料の入金確認後、次の条件を付した<u>撮影等利用許可書(様式2)</u>を発行して行うものとする。</p> <p>(1) 掲載又は収録等をする場合は、附属図書館所蔵の旨を明記すること。</p> <p>(2) 発行等を行ったときは、当該刊行物2部を附属図書館に寄贈すること。</p> <p>(3) 資料を撮影する場合は、その原フィルム等を附属図書館に寄贈すること。</p> <p>(4) 撮影等利用で生成したデータ等を無断で改変しないこと。</p> <p>(5) 許可された目的以外に使用しないこと。</p> <p>(6) 資料等を損傷したときは、館長と協議の上で弁償すること。</p> <p>(7) 撮影等利用の際は、係員の指示に従うこと。</p> <p><u>(8) 撮影等利用により生ずる著作権法上その他の責任は、申請者が負うこと。</u></p> <p>(撮影等利用の不許可)</p> <p>第5条 〔省略〕</p> <p>(1)～(4) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>様式1 〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(許可)</p> <p>第4条 撮影等利用の許可は、館長が撮影等利用を希望する者及び利用の目的等が適当であると認める場合に限り、第6条に規定する利用料を納付するための<u>撮影等利用料納入通知書(様式2)</u>を送付し、利用料の入金確認後、次の条件を付した<u>撮影等利用許可書(様式3)</u>を発行して行うものとする。</p> <p>(1) 掲載又は収録等をする場合は、附属図書館所蔵の旨を明記すること。</p> <p>(2) 発行等を行ったときは、当該刊行物2部を附属図書館に寄贈すること。</p> <p>(3) 資料を撮影する場合は、その原フィルム等を附属図書館に寄贈すること。</p> <p>(4) 撮影等利用で生成したデータ等を無断で改変しないこと。</p> <p>(5) 許可された目的以外に使用しないこと。</p> <p>(6) 資料等を損傷したときは、館長と協議の上で弁償すること。</p> <p>(7) 撮影等利用の際は、係員の指示に従うこと。</p> <p>(撮影等利用の不許可)</p> <p>第5条 〔省略〕</p> <p>(1)～(4) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>様式1 〔省略〕</p> <p><u>様式2</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>殿</u></p> <p style="text-align: right;">東京学芸大学附属図書館長 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>撮影等利用料納入通知書(平 -)</u></p>

年 月 日付けで申請のあった撮影等利用については、下記の許可の条件を承諾し、利用料を納入した時点で許可することになります。撮影等利用許可書は、利用料の入金確認後、送付しますので利用の際に提示してください。

記

1. 許可資料名

2. 利用目的

3. 許可の条件

- (1) 掲載又は収録等する場合は、附属図書館所蔵の旨を明示すること。
- (2) 発行等を行ったときは、当該刊行物を2部附属図書館に寄贈すること。
- (3) 資料を撮影等する場合は、その原フィルム等を附属図書館に寄贈すること。
- (4) 撮影等利用で生成したデータ等を無断で変更しないこと。
- (5) 許可された目的以外に使用しないこと。
- (6) 資料等を損傷したときは、館長と協議の上で弁償すること。
- (7) 撮影等利用の際は、係員の指示に従うこと。

4. 利用料 円

(上記の料金を 年 月 日までにお振込みください。)

5. 納入方法 上記利用料を下記口座にお振込みください。

なお、振込手数料は、利用者でご負担願います。

振込先 口座名

〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1

6. 本件に関する問い合わせ先

様式3

[省略]

撮影等利用許可書 (平 -)

[省略]

様式2

[省略]

撮影等利用許可書 (-)

[省略]

3. 許可の条件

(1) ~ (6) [省略]

(7) 撮影等利用の際は、係員の指示に従うこと。

(8) 撮影等利用により生ずる著作権法上その他の責任は、申請者が負うこと。

4. 写真撮影等について

[省略]

附 則

この要項は、令和6年3月15日から施行する。

3. 許可の条件

(1) ~ (6) [省略]

(7) 撮影等利用の際は、係員の指示に従うこと。

4. 写真撮影等について

[省略]